

大阪市立池島小学校 P T A 規約

昭和 53 年 4 月 20 日制定
昭和 56 年 4 月 28 日一部改正
昭和 60 年 4 月 22 日一部改正
平成 元 年 4 月 25 日一部改正
平成 8 年 4 月 15 日一部改正
平成 20 年 4 月 25 日一部改正
平成 25 年 4 月 25 日一部改正
令和 4 年 2 月 17 日一部改正

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、大阪市立池島小学校 PTA とよび、事務所を池島小学校に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における在学児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- (1) 会員の成人教育並びに地域活動を盛んにするとともに、学校教育について理解を深める。
- (2) 家庭と学校および社会との緊密な連携によって在学児童の福祉と保護育成を増進する。
- (3) 家庭と学校と社会における教育環境をよくする。

第 3 章 方 針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主的な社会教育団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 在学児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 本会、または本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の教育方針、および人事ならびに管理に干渉しない。
- (5) 本会は、自主独立のもので、他のいかなる団体から支配、統制、干渉を受けない。

第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員となることのできる者は次のとおりである。

- (1) この学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者。
- (2) 学校の教職員。

第 6 条 本会の会員はすべて会費を納める義務を有する。ただし、実行委員会で承認した場合は免除することがある。

第 7 条 本会の会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 経 理

第 8 条 本会の経費は会員から徴収した会費、その他の収入によってまかなわれる。

第 9 条 本会の経理は総会において決議された予算に基づいて行われる。

第 10 条 本会の会費は一世帯につき月額 600 円の定額とする。

第 11 条 本会の経理は、会計監査を経て会員に報告されなければならない。

第 12 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 13 条 経理については別に会計規定をつくることができる。

第 6 章 役員とその選挙

第 14 条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1 名 保護者（ただし、PTA 会員の中から）
- (2) 副会長 2 名 同上
- (3) 書記 1 名 同上
- (4) 会計 1 名 同上

2. 役員は他の役員、または会計監査委員を兼ねることができない。

第 15 条 役員の任期は、1 年（5 月 1 日～4 月 30 日）とする。

2. 役員に選任されたものは、翌年度に限り役員及び会計監査委員、実行委員に選任される免除期間を設けるものとする。但し、本人の意志による再任を妨げない。

第 16 条 役員選挙および就任は、次のとおり行われる。

- (1) 役員は年度初めの総会において承認を受ける。
- (2) 役員は 5 月 1 日より就任する。
- (3) 役員選出については、役員選挙細則によりこれを行う。

第 7 章 役員の資格とその任務

第 17 条 会員で公選による公職者でない者は、第 6 章の規定に従って役員になることができる。

第 18 条 会長は次の職務を行う。

- (1) 本会を代表し会務を総括する。
- (2) 会長は役員会の承認を得て常置委員会、特別委員会（役員候補者指名委員会および会計監査委員会を除く）の委員長、副委員長を任命する。
- (3) 総会および実行委員会を招集する。
- (4) 各委員会（会計監査委員会は除く）に出席して意見を述べるができる。

第 19 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第 20 条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会および実行委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従って本会の庶務を行う。

第 21 条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会の決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- (2) 予算の立案に協力する。
- (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- (4) 会計監査を受け、会員に報告する。

第 22 条 会長に欠員を生じたときは副会長の中から、会長以外の役員に欠員を生じたときは実行委員の中から、実行委員会の議決を経て就任する。任期は前任者の残任期間とする。

2. 本会に PTA 相談役をおくことができる。

第 8 章 会計監査委員会

第 23 条 本会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。

2. 会計監査委員会には、委員長を含む 1 名以上の委員を置く。

- 第 24 条 会計監査委員長の選挙および就任は第 16 条に準じて行う。
2. 会計監査委員長は他の委員を選任することができる。
- 第 25 条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し年間 1 回以上全会員にその結果を報告する。
- 第 26 条 会計監査委員の任期は 1 年とする。会計監査委員に選任されたものは、翌年度に限り役員及び会計監査委員、実行委員に選任される免除期間を設けるものとする。但し、本人の意志による再任を妨げない。
- 第 27 条 会計監査委員長は必要に応じ役員会、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第 9 章 総 会

- 第 28 条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。
- 第 29 条 総会の定足数は全会員の 5 分の 1 とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。
- 第 30 条 実行委員会が必要と認めるとき、または会員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、会長はいつでも総会を招集する。
- 第 31 条 総会は年間 2 回以上開催する。
- 第 32 条 本会の年間事業計画および予算の審議決定並びに決算報告の承認は総会で行う。

第 10 章 実行委員会

- 第 33 条 実行委員会は、本会の役員、各委員会の委員長、副委員長、および校長、教頭、教務主任をもって構成される。
2. 実行委員の構成の詳細については次に定めるものとする。
- (1) 1 年生から 6 年生の保護者より選任する。
- (2) 実行委員長及び実行委員に選任された場合は、翌年度に限り役員及び会計監査委員、実行委員に選任される免除期間を設けるものとする。但し、本人の意志による再任を妨げない。
- 第 34 条 実行委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (2) 総会に提出する議案を調整する。
- (3) 必要あるときは、特別委員会を設ける。
- (4) 本会の円滑なる運営をはかるため諸内規を作成する。
- (5) 年間計画に基づく事業・活動に必要な収支予算の調整を行う。
- (6) 各委員会の事業・活動の調整を行う。
- (7) 他の委員会に属さない事業・活動を実施する。
- (8) 地域の他の PTA と連絡と協調をはかる。
- (9) 地域の諸団体、機関との連携をはかる。
- 第 35 条 実行委員会は、定例会を開催することを原則とする。
2. 実行委員会の定足数は委員の 2 分の 1 とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第 11 章 常置委員会・特別委員会

- 第 36 条 常置委員会として次のものを置く。
- ア. 学級・給食委員会 イ. 保健体育・校外補導委員会
ウ. 成人教育委員会 エ. 広報委員会 オ. 人権啓発委員会
- 第 37 条 本会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは、特別委員会を置くことができる。
- 第 38 条 特別委員会は、その任務が終わるとともに自動的に解散する。
- 第 39 条 各委員会の構成は、各学級ごとにそれぞれの委員を互選により選出する。

第 40 条 常置委員会の任務および活動は次のとおりとする。

(1) 学級・給食委員会

- ア. 保護者と先生との最も基本的な話し合いの場であり、あらゆる PTA 活動の基盤となるように努める。
- イ. 保護者と先生、あるいは保護者相互の親睦と連携をはかるために学級集会、学年集会を開催する。
- ウ. 教育環境がより好ましくなるように努める。
- エ. 学校給食が十分な効果をあげるよう努める。

(2) 保健体育・校外補導委員会

- ア. 在学児童のスポーツ、レクリエーション活動を活発にする。
- イ. 在学児童の健康増進をはかり、会員の保健衛生に対する理解を深めるよう努める。
- ウ. 養護教育の推進に努める。
- エ. 会員の健康増進と体力の向上をはかる。
- オ. 会員のスポーツ、レクリエーション活動を推進し、グループ、クラブ活動の活発化をはかる。
- カ. 在学児童の健全な活動や遊び場の確保に努める。
- キ. 学校および地域における他の青少年育成団体との連携をはかる。
- ク. 地域における在学児童の交通安全、環境浄化、非行防止につとめ、会員の意識を高める。
- ケ. 地域社会の環境を良くするよう努める。

(3) 成人教育委員会

- ア. 会員の教養と知識技能を高めるため、学習活動を推進する。
- イ. 学校教育に対する理解と認識を深めるよう努める。
- ウ. 地域における社会教育の推進に協力する。

(4) 広報委員会

- ア. 会員に対して情報を伝達する。
- イ. 地域社会に対して、本会の認識と理解を深め、進んで協力を得るよう努める。
- ウ. 機関誌を年 1 回以上発刊する。

(5) 人権啓発委員会

- ア. 会員の人権尊重に対する理解と認識を深めるよう努める。

第 42 条 校長は各委員会に出席し意見を述べることができる。

第 43 条 各委員会は、その事業計画、実施にあたって実行委員会にはからなければならない。

第 12 章 改 正

第 44 条 この規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。ただし改正案は、総会の少なくとも 7 日前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。